

関係者 各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 豊橋管理所外浄化槽保守点検業務（オープンカウンタ方式による）
- 2 施 行 場 所 愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993番地 豊橋管理所 外2箇所
- 3 工 期 契約締結の翌日から 令和9年3月23日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 次に掲げる条件を満たしている者であること。
 - ① 本業務の施行場所である豊橋市及び蒲郡市の浄化槽保守点検業の登録を受けていること。
 - ② 本店、支店又は営業所が愛知県内に所在すること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
なお、見積書は、数量表を参考に各施設毎(履行場所毎)の内訳が明らかになるように作成して下さい。(見積書参考様式参照)
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX又は電子メールに抱りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令 和 7 年 7 月 3 日 12:00 まで**
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 井上
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
 - 5)担当者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 井上
 - 6)質 問 書 **令 和 7 年 6 月 27 日 12:00 まで**
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年7月4日 12:00 までとします。
 - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認の都度、お支払します。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

[参考様式]

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 代表取締役 ○○○○ 印

見積書

下記のとおり見積します。

件名 豊橋管理所外浄化槽点検業務

(単位：円)

履行場所	槽 型 式	検査内容	数量	単価	金額	備考
豊橋管理所 (万場調整池)	単独処理 分離接触ばっ気方式 (30人槽)	保守点検	8回		0	
		11条検査	2回		0	非課税
		BOD検査	2回		0	
		諸経費	1式		0	
豊橋管理所屋外 (万場調整池)	単独処理 分離接触ばっ気方式 (30人槽)	保守点検	8回		0	
		11条検査	2回		0	非課税
		BOD検査	2回		0	
		諸経費	1式		0	
蒲郡調整池 揚水機場	合併処理 嫌気濾床分離接触 ばっ気方式 (5人槽)	保守点検	6回		0	
		11条検査	2回		0	非課税
		BOD検査	2回		0	
		諸経費	1式		0	
			合計 (税抜)		0	
			内 訳	課税対象額	0	①
				非課税対象額	0	②
			消費税		0	③=①×10%
			合計 (税込)		0	①+②+③

豊橋管理所外浄化槽保守点検業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する豊橋管理所外浄化槽保守点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、発注者が設置する浄化槽の正常な機能を維持するため、保守点検を行うものである。

2-1 業務場所

愛知県豊橋市西赤沢町字大坂993番地 豊橋管理所 外2箇所

詳細は、別添「数量表」のとおり

2-2 業務期間

業務期間は、契約締結の日の翌日から令和9年3月23日までとする。なお、具体的な実施日時については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2-3 業務内容

1. 受注者は、別記様式1「浄化槽保守点検表」に基づく保守点検のほか、浄化槽法第11条に定める法定検査及び愛知県浄化槽指導要領第7に定める水質検査を行うものとする。

また、保守点検には、浄化槽設備の維持に必要な軽微な清掃、消毒剤の投入及び消耗部品の交換等を含むものとする。なお、本業務には浄化槽法第10条第1項に定める清掃は含まないものとする。

2. 上記1.のほか、必要な事項については、愛知県浄化槽指導要領第4に定める保守点検作業基準（別表第1）に従うものとする。

2-4 浄化槽の仕様及び業務数量

別添「数量表」のとおり

2-5 保守点検の報告

受注者は、保守点検完了後に、別記様式1を施設毎にとりまとめたうえ、発注者に毎回提出するものとする。また、書類の提出に関し、発注者から説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

2-6 設計変更等

業務数量その他施工内容に変更が生じた場合は、ただちに担当職員に報告することとし、発注者が必要と認めたときは設計変更の対象とする。

第3節 一般事項

3-1 提出書類

1. 別記様式1 浄化槽保守点検表
2. 別記様式2 浄化槽消毒薬品使用量報告書
3. 浄化槽法第11条に定める法定検査の結果
4. 愛知県浄化槽指導要領第7に定める水質検査の結果

※受注者の定める様式が別記様式1及び別記様式2に相当する場合は、受注者の定める様式にて提出することができるものとする。

3-2 安全管理

受注者は、作業場の整理整頓を行うとともに、必要な箇所については、第三者に対して安全な措置を施すものとする。また、本業務の実施にあたっては、既設設備を損傷し、汚すことのないよう万全な措置を行うものとする。

3-3 その他

本仕様書に明記していない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

以上

数 量 表

件名:豊橋管理所外浄化槽保守点検業務

履行場所	所 在 地	槽型式及び容量	摘要	単位	数量	備 考
豊橋管理所 (万場調整池)	豊橋市西赤沢町 字大坂993	単独処理 分離接触ばっ気方式 30人槽(4.4m ³)	保守点検	回	8	
			11条検査	回	2	
			水質検査	回	2	
豊橋管理所屋外 (万場調整池)	豊橋市西赤沢町 字大坂993	単独処理 分離接触ばっ気方式 30人槽(4.5m ³)	保守点検	回	8	
			11条検査	回	2	
			水質検査	回	2	
蒲郡調整池 揚水機場	蒲郡市豊岡町 仲ノ田 地内	合併処理 嫌気濾床分離接触ばっ気方式 5人槽(2.9m ³)	保守点検	回	6	
			11条検査	回	2	
			水質検査	回	2	

※1 保守点検には、浄化槽設備の維持に必要となる軽微な清掃、消毒剤の投入及び消耗部品の交換等を含むものとする。また、見積書には本業務を実施する上で必要な全ての費用(諸経費など)を記載して下さい。

※2 11条検査とは、浄化槽法第11条に定める法定検査をいう。

※3 水質検査とは、愛知県浄化槽指導要領第7に定める水質検査をいう。

浄化槽保守点検表

点検年月日 令和 年 月 日

履行場所	〇〇管理所
型式	〇〇〇〇〇〇式 〇〇人槽

受注者 〇〇〇〇株式会社
点検者氏名 〇〇〇〇

項目	点検事項	結果				備考
		単独処理		合併処理		
		全ばっ気、 分離ばっ気 方式	腐敗タンク 方式	嫌気濾床 分離接触 ばっ気方式	接触ばっ気 方式	
流入管等 流入系統	流入状況	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
	スクリーンかす、土砂の状況				良・不良	
	沈でん分離槽の状況			良・不良	良・不良	
	流量調整槽の状況				良・不良	
送気孔・排気管	通風状況		良・不良			
マンホール	マンホールぶたの状況	良・不良	良・不良			
沈殿分離タンク(室)	スカム・汚泥の発生状況(分離接触ばっ気)	良・不良				
ばっき室	異物・薬物混入の有無	良・不良				
	30分間SV値	%				
	汚泥調整の要・不要	要・不要				
	生物相の状況	良・不良				
	ばっ気装置の状況	良・不良				
	均等循環の状況	良・不良				
腐敗タンク 二階タンク形	異物・薬物混入の有無(共通)		有・無			
	スカムの厚さ(共通)		cm			
	汚泥の厚さ(共通)		cm			
	予備ろ過槽又は沈殿室の状況(共通)		良・不良			
	移流部のつまり(共通)		良・不良			
酸化タンク 平面酸化床	流路とその流水状況(平面酸化床)		良・不良			
	ろ材の目つまり(散水ろ床、平面酸化床)		良・不良			
	生物相の外観(散水ろ床、平面酸化床)		良・不良			
	ろ床ばえの状況(散水ろ床、平面酸化床)		良・不良			
接触ばっき室	接触材の生物膜の生成状況			良・不良	良・不良	
	接触材の目詰まりの有無			有・無	有・無	
	生物相の状況			良・不良	良・不良	
	ばっ気装置の状況			良・不良	良・不良	
	均等循環の状況			良・不良	良・不良	
	はく離汚泥の生成状況			有・無	有・無	
沈殿室	スカムの有無	有・無		有・無	有・無	
	キャリオーバーの有無	有・無				
	沈殿効果			良・不良	良・不良	
	越流ぜきの状況			良・不良	良・不良	
	汚泥引き抜きの要・不要			要・不要	要・不要	
消毒槽	消毒実施状況	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
消毒室	スカム等の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ポンプ室 機器類	音、振動の状況	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
	モーター、軸受等の熱及び注油状況	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
	リレーの作動状況	良・不良	良・不良			
	その他機器類の故障の有無			有・無	有・無	
処理水の水質	水温	℃	℃	℃	℃	
	色相					
	臭気	有・無	有・無	有・無	有・無	
	透視度					
	PH					
臭気	各室(槽)の臭気発生状況	良・不良	良・不良	良・不良	良・不良	
その他						

塩素イオン濃度	ppm					
アンモニア性窒素						
亜硝酸性窒素	ppm					
硝酸性窒素	ppm					

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

豊川用水総合管理所長 殿

受注者 住 所

会社名

浄化槽消毒薬品使用量報告書(月分)

No.	名称	槽型式	単位	使用量	備考
1	豊橋管理所(万場調整池)	分離接触ばっ気方式(30人槽)	g		
2	豊橋管理所屋外(万場調整池)	分離接触ばっ気方式(30人槽)	g		
3	蒲郡調整池 揚水機場	嫌気濾床分離接触ばっ気方式(5人槽)	g		
	合計				

参考資料

見積参考資料

業務名：豊橋管理所外浄化槽保守点検業務

この「見積参考資料」は、見積参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、設計図書ではありません。（設計変更の対象ではありません。）

消毒薬品予定使用量

No.	名称	槽型式	単位	使用量	備考
1	豊橋管理所（万場調整池）	分離接触ばっ気方式（30人槽）	g	750	
2	豊橋管理所屋外（万場調整池）	分離接触ばっ気方式（30人槽）	g	0	
3	蒲郡調整池 揚水機場	嫌気濾床分離接触ばっ気方式（5人槽）	g	0	
		合計		750	

※ 予定使用量は、過去2年間の使用実績を集計した見込数量であり、当該数量を約束するものではありません。

請 書

- 1 件 名 豊橋管理所外浄化槽保守点検業務
- 2 場 所 愛知県豊橋市西赤沢町字大坂 9 9 3 番地 豊橋管理所 外 2 箇所
- 3 期 間 自 令和 7 年 月 日
- 至 令和 9 年 3 月 2 3 日
- 4 請負代金額 ￥ 一

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 一)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 7 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者

は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当

該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
(業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔 豊橋 〕簡易裁判所又は〔 名古屋 〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。